

令和5年度第1回岬町都市計画審議会 会議録

日時	令和5年4月12日 午前10:00から午前11:00まで
場所	岬町役場3階 第二委員会室
出席者	久委員(会長)、加我委員(会長職務代理)、下出委員、竹内委員、西田委員、貴治委員、出口委員、竹原委員、谷地委員、川島委員、岡本委員、西本委員
欠席者	宮崎委員
事務局	田代町長、奥部長、吉田理事、佐々木副理事、新保副理事、松山係長、牧野係長、田村主査、白井顧問
傍聴者	2名
議題(案件)	【審議案件】南部大阪都市計画用途地域の変更(岬町決定)
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和5年度第1回岬町都市計画審議会会議次第</li> <li>● 令和5年度第1回岬町都市計画審議会議案書</li> <li>● 資料1-1 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 南部大阪都市計画用途地域の変更(岬町決定)</li> </ul> </li> <li>● 資料1-2 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 南部大阪都市計画用途地域の変更(岬町決定)(素案)パブリックコメントに対する意見要旨と対応方針</li> </ul> </li> <li>● 資料1-3 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 南部大阪都市計画用途地域の変更(岬町決定)(案)都市計画第17条に基づく縦覧に対する意見要旨と対応方針</li> </ul> </li> <li>● 岬町都市計画審議会委員名簿</li> <li>● 傍聴要領</li> <li>● 岬町都市計画審議会条例</li> </ul>

<概要>

<p>■審議案件</p> <p>議案第1. 南部大阪都市計画用途地域の変更(岬町決定)</p> <p>議案等について、事務局より説明。</p> <p>【質疑(意見)等の概要】</p> <p>(委員) ・第二種住居地域から近隣商業地域への用途変更をして施設整備を充実させていくということについては異論はない。みさき公園が、広く多くの方に訪問してもらえる公園に再整備されればと思っている。</p> <p>・今回、事業者の提案を見ていると、エコロジカルパークというこ</p>
--

とで、賑わいと共に今ある自然を大事にしながらということが掲げられている。

- ・都市公園法は、昭和31年に出来て、なぜ都市公園法が出来たかという、それまでの前の時代に整備、管理されてきた公園が、その時の都市課題に必要な施設として、例えば公営住宅の建設用地などや博物館等の文化施設になったりなど、都市公園が都市公園の効用を全うすることが必ずしも出来ていないことが多く散見されたことによるためである。
- ・その後、公園施設というものを法（都市公園法）の中に掲げ、その施設しか建ててはいけない、さらには都市公園をみだりに廃止してはいけないということでやってきたのが都市公園法である。
- ・ところが今般、社会の中でもっと賑わいをということで、平成29年に都市公園法が変わり、柔軟な運用ができるというようなこととなった。ただし、それは、国として各地域・各地方の状況というのを一律に図るのではなく、その地域・地方の状況に応じて運用していきましょうということで、都市公園の効用を全うするために必要な施設のみ可ということを忘れず、都度、みさき公園の中で今後も再々整備・改修・新たな施設の導入ということがあると思うが、その際には、改めて都市公園の効用を全うするために必要な施設なのかどうかを十分に議論し、より良いものになるようモニタリングをして運用してほしいと思う。

(その他委員)・意見等なし

**【審議結果】**

議案第1は原案のとおり可決承認された。